令和５年３月３０日
監　査　委　員　決　定

令和５年度昭島市監査基本計画

１　監査委員の役割

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた独立の機関である。公正不偏の立場から監査を行い、自治体の公正で効率的な行財政運営の確保を責務としている。令和５年度においても市財政は、新型コロナウィルス感染症対策をはじめとする社会状況の影響を受けるとともに、様々な課題解決への取組を進めいかなければならないことから、大変厳しい状況が続くと予想されている。しかし、こうした状況においても、新たな行政需要にしっかりと対応し、目指すまちづくりを推進するとともに、持続可能な行財政運営の確立を図ることが強く求められている。監査委員は、昭島市監査基準に基づき、市政が公正で効率的に行われ、市民の福祉の増進が図られるよう、引き続き、市民の視点に立った行財政運営のチェック機関として、役割を果たしていくものとする。

２　基本方針

監査等は、次の基本方針に基づき実施する。

(1) 本市の事務事業について、正確性や法令等に則して適正に執行しているかという合規性、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、さらには、所期の目的を達成しているかの有効性の観点からも検証し、事務事業実施が市民福祉の増進へとつながるよう監査を行っていく。

(2) 監査の実効性を確保するために、指摘事項等に対する措置状況を把握し、改善を求めていく。

(3) 本市の事務事業におけるチェック体制などの内部統制の整備・運用が適切に進められるように留意する。

３　監査等の方針

令和５年度に実施する各監査は、次のとおり行うこととし、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定める。

(1) 定期監査

事務事業の執行全般を対象に、法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し監査を実施する。なお、監査を実施する対象機関については、監査委員協議のうえ決定する。

(2) 工事監査

年度内に施工する工事を対象とし、昭島市工事監査実施要領に基づき、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼に監査する。工事監査では、技術的な観点を必要とするため、外部の専門調査機関に技術調査を委託し、総合的な判断を加えている。

(3) 財政援助団体等監査

令和４年度に市が財政的援助を与えている団体等から対象団体を選定し、当該財政的援助等に係る出納その他事務が財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査する。併せて、所管課の当該団体に対する指揮監督が適切に行われているかを監査する。

(4) 一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査

市長から審査に付された令和４年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算等の計数が正確であるか、予算が関係法令等に基づき執行されているかを主眼に審査する。

(5) 下水道事業会計決算審査

市長から審査に付された令和４年度下水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査する。

(6) 水道事業会計決算審査

市長から審査に付された令和４年度水道事業会計決算等の計数が正確であるか、また財務諸表は経営成績及び財政状態を正確に表示しているかを主眼に審査する。

(7) 財政健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和４年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率について、比率及びその算定となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているかを主眼に審査する。

(8) 例月現金出納検査

一般会計、各特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金に属する毎月の現金の出納について、関係法令等に基づき執行された計数が正確であるか、現金が適切に管理されているかを主眼に検査する。

(9) その他の監査

市長の要求、議会の求め、市民の請求等による監査については、それぞれの目的に基づき実施する。

４　監査等の実施時期

監査等は、下表のとおり実施を予定する。

監　査　等　の　種　別	実地監査等予定日
定期監査	令和５年 11 月・令和６年１月
工事監査	令和６年１月
財政援助団体等監査	令和５年 10 月
水道事業会計決算審査	令和５年６月
一般・各特別会計決算審査及び基金運用状況審査 下水道事業会計決算審査	令和５年７月
財政健全化判断比率等審査	令和５年８月
例月現金出納検査	毎月下旬
その他の監査	随　　時